

別表第一(第二条関係)

六 悪臭に係る特定施設

番号	施設の種類
一	飼料又は有機質肥料の製造の用に供する施設で次に掲げるもの(原料として、魚腸骨、鳥獣骨、フェザー又はこれらのソリュブルを使用するものに限る。) (一) 原料置場 (二) 原料処理加工施設 (三) 真空濃縮施設 (四) 乾燥施設 (五) 脱臭施設
二	有機質肥料の製造の用に供する施設で次に掲げるもの(一の項に掲げるものを除く。) (一) 原料置場 (二) 原料処理加工施設 (三) 強制発酵施設 (四) 乾燥施設 (五) 脱臭施設